



ふじえだ子ども・子育て スマイルプラン21 概要版



1 計画策定の趣旨

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。また、我が国における子どもと子育てをめぐる環境の改善にあたっては、国と地域が同じ方向を向き一体となって取り組むことが大きな成果につながるとの観点から、良質な幼児教育と保育の提供及び地域での子育ての支援を総合的かつ計画的に推進する「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21（藤枝市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子どもの健やかな成長と子どもにとっての最善の利益が実現される社会を目指します。

2 根拠法令

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本市における幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援施策の基本的な考え方や取り組みを明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年計画とします。

4 基本理念

本計画では、“子どもの未来を創る、子どもが未来を創る”の基本理念のもと、これまでの子ども・子育てに関する取り組みに更に磨きをかけ、子どもがすくすくいきいきと育つまち、子どもたちの笑顔がいっぱいのまちを目指すとともに、子育て世代が何代にもわたり多く住む、子育てがしやすいまちを目指します。

5 基本的な視点

①子どもの視点【子どもが健やかに成長していくために】

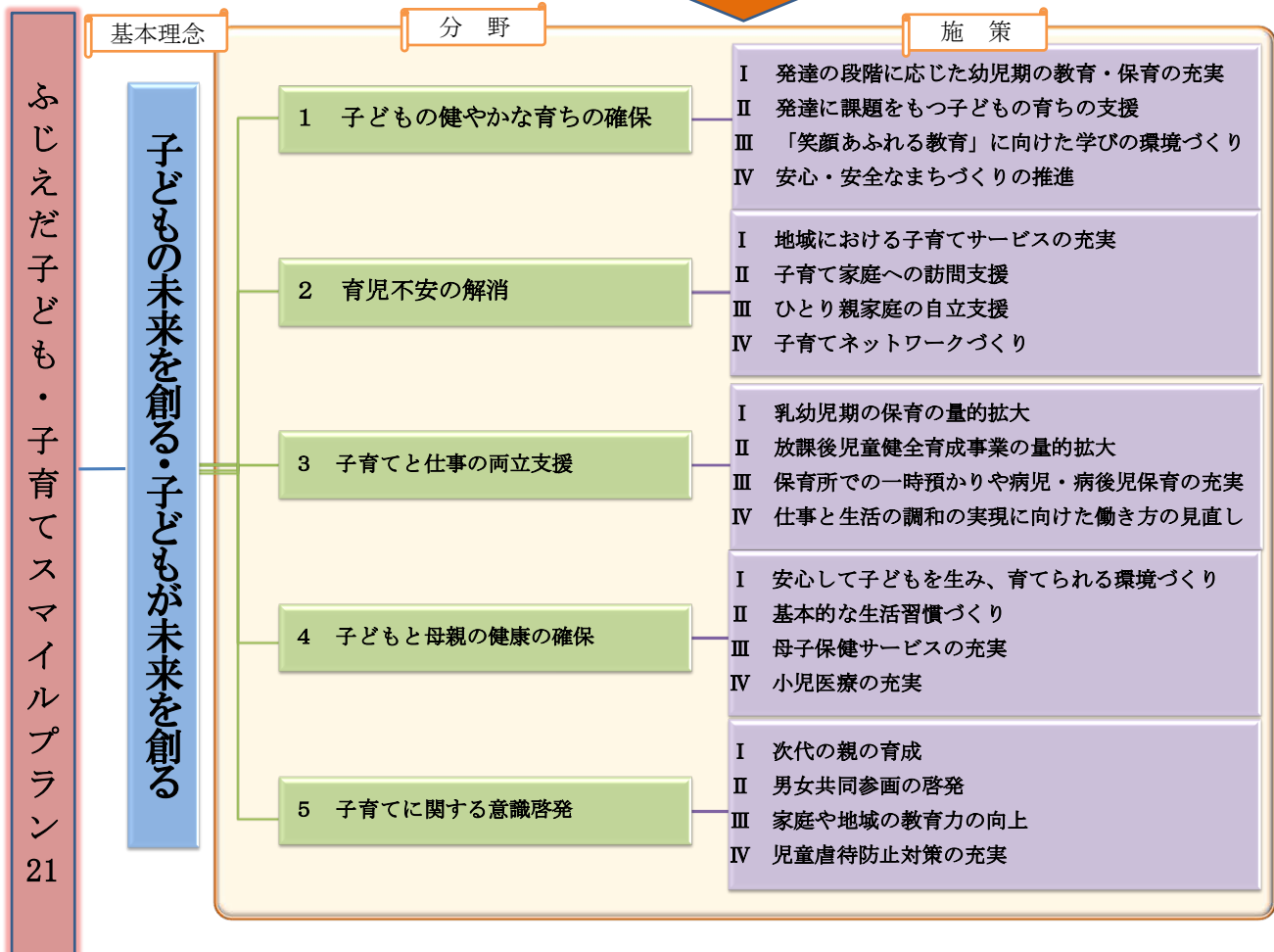
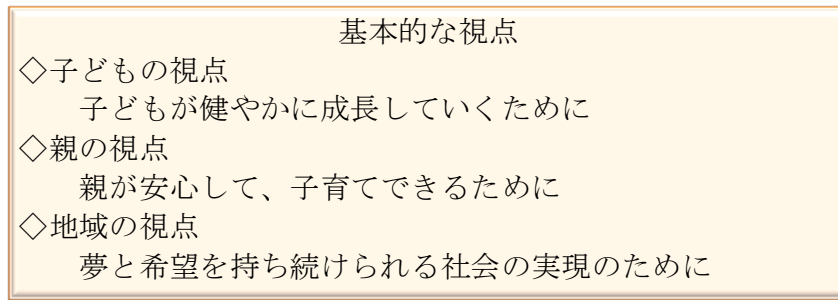
子どもの視点に立った取り組みを進めるとともに、子どもたちが大人になったとき本市で子育てをしたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めます。

②親の視点【親が安心して、子育てできるために】

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進め、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、子育てについての責任を果たし、親としての成長を支援していきます。

③地域の視点【夢と希望を持ち続けられる社会の実現のために】

人がまちをつくり、まちが人を育むという視点から、人が家庭を築き、子どもを生み、育てたいという人々の夢や希望が叶えられるような社会の実現を目指します。



7 施策の内容

「子どもの未来を創る、子どもが未来を創る」の基本理念のもと、次の5つの分野と20の基本施策により、計画を推進します。

分野	施策	主な取り組み
1 子どもの健やかな育ちの確保	I 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実	保育所や認定こども園等による乳幼児育成事業、特別保育事業、幼児教育推進事業
	II 発達に課題をもつ子どもの育ちの支援	発達相談業務・発達支援体制の充実、幼児への言語指導、巡回支援専門員による訪問 等
	III 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり	特色ある教育活動の充実、「ふじえだマナー」の推進、対人関係力、創造力及び問題解決力の育成 等
	IV 安心・安全なまちづくりの推進	公園・河川等の整備、地域防犯活動の推進、通学路の安全対策、交通安全日本一推進事業 等
2 育児不安の解消	I 地域における子育てサービスの充実	地域子育て支援拠点事業、情報提供の充実、“子育てするなら藤枝”の推進 等
	II 子育て家庭への訪問支援	育児サポーター派遣事業、養育支援訪問事業、乳幼児家庭全戸訪問事業
	III ひとり親家庭の自立支援	生活及び就労支援、相談体制の充実、母子生活支援施設への措置、勤労者教育資金貸付制度
	IV 子育てネットワークづくり	子育て情報の提供、子育てサロンの実施、世代間交流の推進、非行防止活動等ネットワークづくり
3 子育てと仕事の両立支援	I 乳幼児期の保育の量的拡大	認可保育所、認定こども園の増設、小規模保育の創設、家庭的保育の拡大、保育士の確保 等
	II 放課後児童健全育成事業の量的拡大	小学校余裕教室の確保、専用施設の整備、指導員の確保と質の向上、地域子育てサポーターの活用
	III 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実	一時預かりの受け入れ態勢の充実、病児保育の実施、病後児保育の継続実施
	IV 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直し	仕事と生活の調和を実現している企業への社会的な評価の促進、多様な働き方の広報・啓発の充実
4 子どもと母親の健康の確保	I 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり	妊婦に対する出産準備教育や相談の場の充実、健康診査の充実、不妊治療の支援体制の充実
	II 基本的な生活習慣づくり	食に関する学習機会や情報提供の推進、食物アレルギーに関する知識の向上 等
	III 母子保健サービスの充実	乳児及び幼児の健康診査・相談の充実、事故予防等啓発の推進、親への相談指導等の実施 等
	IV 小児医療の充実	小児医療に係る関係機関との連携、小児医療及び未熟児養育医療における経済的負担の軽減
5 子育てに関する意識啓発	I 次代の親の育成	結婚し、子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発、家庭教育に関する講座 等
	II 男女共同参画の啓発	子育てに関する意識啓発の推進、地域社会の環境整備 等
	III 家庭や地域の教育力の向上	子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供、ブックスタート事業、スポーツ環境の整備 等
	IV 児童虐待防止対策の充実	児童虐待の情報提供・共有のための連携体制の充実、子どもの権利に関する意識啓発 等

8 幼児教育・保育施設の整備計画 ～藤枝型待機児童ゼロ作戦～

ニーズ調査結果から算出した量の見込みに対して必要とする定員を確保し、計画の最終年には待機児童を解消します。

また、2号認定の幼児教育ニーズは、幼稚園における「預かり保育事業」によって解消します。

		平成27年度当初				平成28年度当初					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
ニーズ調査から算出した量の見込み		2,299	867	786	893	249	2,357	886	804	904	251
数 値 目 標	特定教育・保育施設	426	921		476	138	426	974		506	144
	確認を受けない幼稚園	3,805	—		—	—	3,805	—		—	—
	地域型保育	—	—		132	42	—	—		207	61
	計	4,231	921		608	180	4,231	974		713	205
施 設 数	幼稚園	20				20					
	認可保育所	13				14					
	認定こども園	2				2					
	地域型保育	17				20					

【子ども・子育て支援新制度における認定制度】

認定区分		利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども以外の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育所 認定こども園 小規模保育、家庭的保育他

9 放課後児童クラブの整備計画 ～藤枝型待機児童ゼロ作戦～

ニーズ調査結果から算出した量の見込みに対して、小学校余裕教室や専用施設を整備し、待機児童を解消します。

		平成27年度当初	平成28年度当初
ニーズ調査から算出した量の見込み		1,181	1,199
数 値 目 標	小学校余裕教室等	557	566
	小学校敷地内専用施設	455	455
	計	1,012	1,021
施 設	小学校余裕教室等	19	19
	小学校敷地内専用施設	11	11

単位：人・か所

平成29年度当初					平成30年度当初					平成31年度当初				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児		幼児教育	保育	1・2歳児	0歳児
2,378	896	811	906	252	2,388	901	814	908	253	2,388	901	816	908	254
498	1,055		548	156	795	1,145		596	168	1,005	1,259		650	183
3,715	—		—	—	3,240	—		—	—	2,890	—		—	—
—	—		233	61	—	—		257	67	—	—		284	78
4,231	1,055		781	217	4,035	1,145		853	235	3,895	1,259		934	261
19					17					15				
15					15					16				
3					5					7				
24					28					31				

【子ども・子育て支援新制度における施設類型】

類 型	種 類	概 要
特定教育・保育施設	幼稚園	3歳から小学校就学までの幼児が教育を受ける学校施設で、子ども・子育て支援法の適用を受けます。
	保育所	保護者が働いているなど、昼間ご家庭で保育ができない乳幼児を預かる養護・教育施設です。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、幼児教育と保育を一体的に行います。
地域型保育施設	小規模保育	市の認可基準を満たした定員19人以下の保育施設で、保育を必要とする3歳未満児の保育を行います。
	家庭的保育	市の認可基準を満たした定員5人以下の保育施設で、家庭的な雰囲気の中で3歳未満児の保育を行います。
	事業所内保育	市の認可基準を満たした事業者が所有する保育室で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
確認を受けない幼稚園		3歳から小学校就学までの幼児が教育を受ける学校施設で、園の判断により、子ども・子育て支援法の適用を受けないことを選択した園です。

単位：人・か所

平成29年度当初	平成30年度当初	平成31年度当初
1,211	1,219	1,242
577	559	529
573	660	713
1,150	1,219	1,242
20	20	19
13	15	16

10 地域子ども・子育て支援事業

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象とした子育て支援を充実させるため、以下13の「地域子ども・子育て支援事業」について、年度別の量の見込みを算出し、それぞれの事業を行います。

No.	事業名	ニーズ量の見込みに対する確保方策	平成27年度当初
1	利用者支援に関する事業 (子育てコンシェルジュ)	児童福祉担当課に子育てコンシェルジュ(保育士有資格者)を配置します。	1か所
			1か所
2	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	(仮称)藤枝東公民館内に、子育て支援センターを新設します。	9,800人(延べ人/月)
			8,800人(延べ人/月)
3	妊婦に対して健康診査を実施する事業	各年度の出生見込み数に基づき、必要とする健診回数を確保します。	15,904回(延べ回/年)
			15,904回(延べ回/年)
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に市の保健師が訪問します。	1,136人(人/年)
			1,136人(人/年)
5	養育支援訪問事業	育児不安等を抱える家庭を訪問し、子育てに関する支援をします。	50人
			50人
6	育児サポーター派遣事業	育児サポーターが、市民からの要請に基づいて訪問し、育児支援を行います。	150人
			150人
7	子育て短期支援事業	近隣市町の児童養護施設等と協議し、早期に本事業を行います。	20人
			20人
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	新規提供会員向けの講習会を開催し、提供会員の確保に努めます。	4,590回
			4,590回
9	幼稚園型一時預かり事業	現存の預かり保育事業でニーズ量は充足されます。	148,625人
			148,625人
10	保育所型一時預かり事業	新設園等に対して、一時預かり専用室の設置を求めています。	2,200人
			2,000人
11	時間外保育事業 (延長保育事業)	現存の延長保育事業でニーズ量は充足されます。	701人
			701人
12	病児保育事業	病児保育の実施に向けて、病児保育の受託先の確保に努めます。	480人
			60人
13	病後児保育事業	藤枝保育園及び藤枝聖マリア保育園に、本事業を委託します。	800人
			800人

平成28年度当初	平成29年度当初	平成30年度当初	平成31年度当初
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
9,800 人	9,800 人	9,800 人	9,800 人 (延べ人/月)
9,800 人	9,800 人	9,800 人	9,800 人 (延べ人/月)
15,904 回	15,904 回	15,904 回	15,904 回
15,960 回	16,016 回	16,030 回	16,086 回 (延べ回/年)
1,136 人	1,140 人	1,144 人	1,149 人
1,136 人	1,140 人	1,144 人	1,149 人 (人/年)
50 人	50 人	50 人	50 人
50 人	50 人	50 人	50 人
200 人	200 人	200 人	200 人
200 人	200 人	200 人	200 人
20 人	20 人	20 人	20 人
20 人	20 人	20 人	20 人
4,650 回	4,680 回	4,720 回	4,740 回
4,650 回	4,680 回	4,720 回	4,740 回
152,294 人	153,675 人	154,365 人	154,437 人
152,294 人	153,675 人	154,365 人	154,437 人
2,200 人	2,200 人	2,200 人	2,200 人
2,050 人	2,100 人	2,200 人	2,200 人
714 人	718 人	720 人	721 人
714 人	718 人	720 人	721 人
480 人	480 人	480 人	480 人
120 人	240 人	360 人	480 人
800 人	800 人	800 人	800 人
800 人	800 人	800 人	800 人

※上段：量の見込み

下段：数値目標

1 1 子ども・子育て支援新制度に基づく事業展開

①共通の給付による子ども・子育て支援

幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

②保育の量的確保、質の改善

小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の充実を目指します。

③認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ単一の施設として位置付け、認可・認定や指導監督などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

④地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象とした子育て支援を充実させるため「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置付け、その拡充を図ります。

⑤保育士の確保

保育の量的拡大を図る上で欠かせない保育士について、国や県、近隣の大学等と連携し、保育士の処遇改善を図りながら、保育士の確保に努めます。

1 2 ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の推進体制

①点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年の間、本計画第3章及び第4章に記載した子ども・子育て支援に関する事業の達成状況を点検・評価し、これらを藤枝市子ども・子育て会議に報告します。

②実施状況の公表

スマイルプランの点検・評価及び藤枝市子ども・子育て会議での検討結果については、市のホームページで公表します。

